

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業の永続的かつ健全な発展と企業価値保全の観点から、コーポレートガバナンスを重要な経営課題の一つとして認識し、そのための体制構築に努めております。多様な経営リスクに迅速かつ適切に対応を行うため、執行役員制度を採用し、効率的かつ迅速な業務執行が可能な体制を実現しているほか、社外監査役を中心とする監査役会、内部監査室などの内部牽制システムにより経営および業務執行の健全性を担保しております。また、当社はすべてのステークホルダーと良好かつ健全な関係を維持するため、透明性のある迅速な企業情報を開示するとともに、経営管理体制および法令順守体制の一層の強化・充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

20%以上30%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
宮崎宗市	4,067,700	27.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,207,400	8.11
ビービーエイチ ファイデリティ ピューリタン ファイデリティ シリーズ インtrinsic オポチュニティズ ファンド	700,000	4.70
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	390,700	2.62
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	326,100	2.19
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ACCT BP2S DUBLIN CLIENT S-AIFM	285,200	1.91
ケービーエル ヨーロピアンプライベートバンカーズ オーディナリー アカUNT	277,900	1.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	220,000	1.47
株式会社三菱東京UFJ銀行	192,000	1.28
サンヨーハウジング名古屋従業員持株会	175,000	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

大株主の状況は、平成27年8月31日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	8 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小里孝	他の会社の出身者											
遠藤彰一	公認会計士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小里孝	○	——	長年の銀行実務と豊富な会社経営の経験を社外取締役としての職務の遂行に活かしていただけるものと判断しております。また、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」（独立役員の独立性に関する判断基準）等に照らし、独立性を有するものと考え、独立役員に指定するものです。
			公認会計士としての高度な専門知識を有しており、社外取締役としての職務を遂行に活かしていただけるものと判断しております。また、東

遠藤彰一	○	——	京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」(独立役員の独立性に関する判断基準)等に照らし、独立性を有するものと考え、独立役員に指定するものです。
------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は会計監査人から会計監査の方法及びその結果についての報告を受けるとともに、監査役会からは監査体制、監査計画、監査実施状況及びその結果について会計監査人へ報告する等、緊密な連携を図っております。
内部監査室は当社グループ各業務の監査実施にあたり、監査役会と日程調整の上、年間計画を立案し、効率的な監査を行っております。監査結果について監査役会にも報告するなど緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木内正洋	他の会社の出身者													
東松磐樹	他の会社の出身者													
川崎修一	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			長年にわたる企業の経営者としての専門知識

木内正洋	○	——	と経験を監査役の監査業務に活かしていただけるものと判断しております。また、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」(独立役員の独立性に関する判断基準)等に照らし、独立性を有するものと考え、独立役員に指定するものです。
東松磐樹	○	——	長年にわたる警察官としての豊富な経験や幅広い見識を監査役の監査業務に活かしていただけるものと判断しております。また、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」(独立役員の独立性に関する判断基準)等に照らし、独立性を有するものと考え、独立役員に指定するものです。
川崎修一	○	——	弁護士としてコンプライアンスにおける専門的な知識を有しており、社外監査役としての職務を遂行していただけるものと判断しております。また、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」(独立役員の独立性に関する判断基準)等に照らし、独立性を有するものと考え、独立役員に指定するものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない
該当項目に関する補足説明 更新	

当社の経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合等を適切に組み込む報酬体系を意識して設定しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	
該当項目に関する補足説明 更新	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
該当項目に関する補足説明 更新	

当社の取締役の平成27年8月期における年間報酬総額は215,275千円であります。
有価証券報告書で役員区分毎の報酬等の総額等を開示しており、連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額を個別開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針は定めておりませんが、各職位に応じた職責や、経験、在任期間、会社業績などを総合的に判断して算定しております。なお、株主総会決議において、取締役の報酬限度額は年額500,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額100,000千円以内と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役の職務を補助する組織として、監査役会の要請に基づき、内部監査室が監査役を補助することとしております。また、監査役会の専属スタッフ1名を配置し、監査役の補助及び子会社の監査役として、監査業務の効率化および体制の強化を図っております。監査役より監査役を補助することの要請を受けた内部監査室の室長及び室員は、その補助業務の遂行に関して、取締役及び部門長等の指揮・命令を受けないものとし、その独立性を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役設置会社とし、重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、取締役から独立した監査役および監査役会により、経営の監督・牽制機能の実効性の維持と向上に努めております。また、会社の持続的な成長を行うために必要なコーポレートガバナンス体制の強化を図り、経営の透明性・公正性を向上に努めております。

また、執行役員制度を採用し、迅速な意思決定と権限、責任の明確化を図るほか、コーポレートガバナンスの強化とリスク管理体制の強化の観点から、社長直属の機関としてコンプライアンス・リスク管理室を設置しております。

経営陣幹部・取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、指名・報酬等の特に重要な事項に関する検討にあたり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るよう努めております。

なお、コーポレートガバナンス体制に係る重要な機関、組織の概要については下記のとおりです。

(取締役会)

取締役会は、提出日現在8名(うち社外取締役2名)で構成されており、定例の月1回開催のほか、随時発生する課題に対処するため、臨時取締役会を適時開催し、会社法で定められた事項および業務執行に係る重要事項の決定を行うとともに、取締役および執行役員の業務執行状況の監督を行っております。

(執行役員制度)

当社は、迅速で効率的な組織体制を志向し、戦略経営の強化および取締役会の経営監督機能を確立するため、業務執行の分離を可能とする執行役員制度を導入しております。執行役員の業務執行を取締役および取締役会が監督することにより、責任がより明確になると考えております。

(監査役会)

当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は監査役4名(うち社外監査役3名)で構成され、毎月の定例監査役会と、随時開催する臨時監査役会にて幅広い協議を重ね、経営に対しても積極的に助言や提言を行っております。監査役は、取締役会に出席するとともに、重要な社内会議にも出席し、必要に応じて意見を述べる等、取締役の職務執行について厳正な監査をしております。

(内部監査室)

内部監査室は、社長の直属の機関として、提出日現在2名配置されており、監査計画等に基づき当社グループの各業務の監査を行っております。監査の結果は、社長および取締役会ならびに監査役会に報告し、必要な改善フォローを行うことにより、内部統制の要として機能を果たしております。

(コンプライアンス・リスク管理室)

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備のため、コンプライアンス・リスク管理室を設置しております。コンプライアンス・リスク管理室は、財務報告に係る内部統制、業務の適正を確保する体制等を主眼に状況調査を行い、その内容を適宜取締役会に報告を行っております。

(コンプライアンス・リスク管理委員会)

法令遵守の徹底およびリスク管理体制の強化を図るため、コンプライアンス・リスク管理委員会を定期開催しております。コンプライアンス・リスク管理委員会は代表取締役社長を委員長とし、取締役および各部門の責任者で構成し、業務上のコンプライアンス・リスク管理に関する課題の調査、分析、対応を実行、管理しております。

(会計監査)

会計監査につきましては、誠栄監査法人と会社法および金融商品取引法に基づく監査契約を締結し、監査を受けております。平成27年8月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名: 業務執行社員 景山 龍夫、荒川 紳示
- ・監査業務に係る補助者の構成: 公認会計士5名、その他1名

(責任限定契約)

当社と社外取締役および監査役は、会社法第427条第1項の規程に基づき、同法第423条第1項の責任に関し、善意でかつ重大な過失がないときには、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限定として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役制度を採用し、監査役会を設置しております。4名のうち3名が社外監査役である当社の監査体制は、経営の監査機能の面で、十分に機能する体制が整っていると認識しております。更に、独立性を備えた社外取締役2名を選任し、取締役会の監督機能の一層の強化を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	株主総会において、事業報告等を行うにあたり、運営のビジュアル化を進め、事業状況、議案に対する理解促進を促すことにより、株主総会の活性化に努めております。 また、金融商品取引法に基づき、株主総会議案の議決結果に関する臨時報告書を株主総会終了後に提出しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券取引所や証券会社等の主催する個人投資家向けのIRイベントや企業説明会等に参加し、企業概要や業績動向および今後の事業展開等について説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会・第2四半期決算説明会におきまして、決算内容や事業の状況、今後の事業展開等について定期的に説明を行い、個別にもアナリスト・機関投資家を訪問し説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	サンヨーハウジングレポート(年次報告書、中間報告書)、適時開示資料、決算説明会資料等を掲載しております。 http://www.sanyo-hn.co.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:経営企画室 IR担当責任者:取締役執行役員経営本部長兼経営企画室長 小原昇	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	サンヨーハウジンググループ企業行動指針に基づき、当社グループの全従業員が基準とすべき行動指針を定め、その遵守を徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境省の推奨する地球温暖化防止の国民運動団体である「チャレンジ25キャンペーン」の団体員として、社員一人ひとりがCO2削減に取り組んでまいりました。現在は「チャレンジ25キャンペーン」が終了したため、それに代わる「Fun to Share」へ移行しております。
その他	個人情報保護の観点から、プライバシーポリシーに基づき、お客様よりお預りしている情報ははじめとして個人情報の管理を徹底しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社並びに子会社からなる企業集団の業務の適正を確保する体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定める。

当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して見直しを行い、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努める。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

(2) 監査役は、代表取締役及び業務を執行する取締役がその職務の執行状況を適時かつ適切に取締役会に報告しているかを確認するとともに、取締役会が監督義務を適切に履行しているかを監視する。

(3) サンヨーハウジンググループ企業行動指針をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を制定し、役職員が法令・定款を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するとともに、役職員教育等を行う。コンプライアンス・リスク管理委員会の委員長は代表取締役社長が務める。

(4) コンプライアンス体制の充実及びコーポレートガバナンス強化の観点から、コンプライアンス・リスク管理室を設置し、当社のコンプライアンス体制の構築・運用状況を調査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。また、コンプライアンス・リスク管理室はコンプライアンス・リスク管理委員会を所管する。

(5) 内部監査室は、法令及び社内規程に従って業務が適切に運用されているかを監査する。監査結果については、定期的に取締役会に報告する。

(6) 法令等の遵守上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行える手段として内部通報制度を設置・運営する。監査役会は係る通報の直接受付機能を果たすこととする。この場合、通報者の希望により匿名性を担保するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。重要な通報については、監査役会は、その内容と会社の対処状況、対処結果について、取締役会に開示し、周知徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 業務執行に係るリスクを認識・評価し適切なリスク対応を行うため、リスク管理規程を定め、コンプライアンス・リスク管理委員会が全社的なリスク管理体制の整備・構築を行う。

(2) コンプライアンス・リスク管理委員会は、定期的に担当部門の責任者より各部門に内在するリスク管理の状況について報告を受け、全社的なリスク管理の進捗状況についての管理を行う。

(3) 内部監査室は、各部門のリスク管理状況の監査を通じ、その結果をコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。

(4) コンプライアンス・リスク管理室は、各部門のリスク管理体制状況を調査し、その結果を代表取締役に報告するとともに、定期的に取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 定時取締役会を毎月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。また、随時発生する課題に対処するため、適時、臨時取締役会を開催する。

(2) 執行役員制度を採用し、取締役の監視のもとで、業務の分担、責任の明確化、業務執行の効率化、迅速化を図る。

(3) 取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、組織規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

(4) 中期経営計画と年次計画を策定し、取締役会への業績報告等を通じて、取締役会がその実行・実績の管理を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の定める関係会社管理規程に基づき、当社企業集団における業務の適正を確保する。また、子会社の業務の執行は、各社における社内規程に従って実施し、内部監査室は、業務が実効的かつ適正に行われているかどうかを監査する。

(2) 当社は、毎月1回グループ経営者会を開催し、子会社の経営内容を的確に把握するとともに業務執行状況を監視する。

(3) コンプライアンス・リスク管理室は、子会社の経営が実効的かつ適正に行う体制になっているかを調査する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 当社は監査役のための監査役スタッフを置くことができる。

(2) 監査役スタッフの異動、昇格・降格、報酬、懲罰等に係る決定を行う場合には、常勤監査役の同意を要するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告をするものとする。

(2) 監査役は、取締役会のほか、コンプライアンス・リスク管理委員会などの重要な会議に出席するとともに、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求め、書類の提示を求めることができるものとする。

(3) 監査役に報告を行った者は当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けない。

(4) 監査役は、監査の実施にあたり、顧問弁護士、会計監査人、コンプライアンス・リスク管理室及び内部監査室と緊密な連携を保ちながら監査の実効性を確保する。

(5) 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに会社は当該費用を処理する。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価及び有効性向上のための取り組みを行う。

9.反社会的勢力との関係遮断に関する事項

- (1)当社及び子会社からなる企業集団は、「サンヨーハウジンググループ企業行動指針」に「市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的団体／勢力に対して常に毅然とした態度で対応し、その脅威には屈しません」と明記し、反社会的勢力排除に向けた基本方針として周知徹底する。
- (2)反社会的勢力への対応を統轄する部署を設け、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに関係部門と協議し対応するとともに、警察等関係機関と連携する等、組織的に対応を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方の中で、以下のように明示しております。

9.反社会的勢力との関係遮断に関する事項

- (1)当社及び子会社からなる企業集団は、「サンヨーハウジンググループ企業行動指針」に「市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的団体／勢力に対して常に毅然とした態度で対応し、その脅威には屈しません」と明記し、反社会的勢力排除に向けた基本方針として周知徹底する。
- (2)反社会的勢力への対応を統轄する部署を設け、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに関係部門と協議し対応するとともに、警察等関係機関と連携する等、組織的に対応を行う。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図式化すると次のとおりになります。

